

情報提供

那医発第 626 号
令和 8 年 3 月 6 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「薬価算定の基準について」等についての通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

冲医発第 1603 号
令和 8 年 3 月 2 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 田名



「薬価算定の基準について」等について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、「薬価算定の基準について」等についての通知となっております。

今般、令和 8 年度診療報酬改定に関して、中央社会保険医療協議会（中医協）において、
保険診療で使用される医薬品、医療機器、体外診断用医薬品の保険償還価格等を定める基
準等が改正され、新たに示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方
につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 「薬価算定の基準について」等について

(令和 8 年 2 月 19 日 (日医発第 1857 号) (保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第1857号（保険）
令和8年2月19日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

「薬価算定の基準について」等について

今般、令和8年度診療報酬改定に関して、中央社会保険医療協議会（中医協）において、保険診療で使用される医薬品、医療機器、体外診断用医薬品の保険償還価格等を定める基準等が改正され、新たに示されましたのでご報告申し上げます。

つきましては、ご参考までに別添通知をお送りいたしますので、ご査収のほどよろしくお願ひ申し上げます。

(添付資料)

<医薬品関係>

1. 薬価算定の基準について

(令 8.2.13 保発 0213 第 3 号 厚生労働省保険局長)

2. 医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて

(令 8.2.13 産情発 0213 第 1 号 厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・保発 0213 第 4 号 厚生労働省保険局長)

<医療機器関係>

3. 特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について

(令 8.2.13 保発 0213 第 5 号 厚生労働省保険局長)

4. 医療機器の保険適用等に関する取扱いについて

(令 8.2.13 産情発 0213 第 4 号 厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・保発 0213 第 6 号 厚生労働省保険局長)

<体外診断用医薬品関係>

5. 体外診断用医薬品の保険適用に関する取扱いについて

(令 8.2.13 産情発 0213 第 5 号 厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・保発 0213 第 8 号 厚生労働省保険局長)

<費用対効果評価関係>

6. 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の費用対効果評価に関する取扱いについて
(令 8.2.13 産情発 0213 第 3 号 厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審
議官・保発 0213 第 7 号 厚生労働省保険局長)